

後見等の報酬助成の申請をされる方へ

成年後見制度を利用している方で、本人（被後見人等）が一定の要件に該当する場合は、名古屋市の成年後見制度利用支援事業により、後見人等及び後見監督人等の報酬について助成が受けられます。

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

※後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人のことをいいます。

※後見監督人等とは、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人のことをいいます。

1 助成の対象となる方

助成対象となる方は、本人（被後見人等）が、以下のいずれかの要件に該当する方です。

助成対象となる要件

- ア 生活保護を受給している方
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- ウ その他助成を受けなければ、制度の利用が困難であると市長が認める方

ウの「市長が認める方」とは、以下の①から④のすべてに該当する方です。

- ① 市町村民税非課税世帯
- ② 世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下
- ③ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下
- ④ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない。

※後見人等が親族（本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）である場合は、助成対象とはなりません。

2 対象となる経費

○助成対象となる経費は、家庭裁判所が審判により決定した報酬です。

ただし、対象となる報酬は、平成 22 年 10 月 1 日以降の後見人等及び後見監督人等の業務に対する報酬です。

○助成の上限額

助成上限額は、後見人等の報酬と後見監督人等の報酬を合計して、月 28,000 円です。家庭裁判所の決定した報酬でも上限額を超えた分については、助成対象とはなりません。

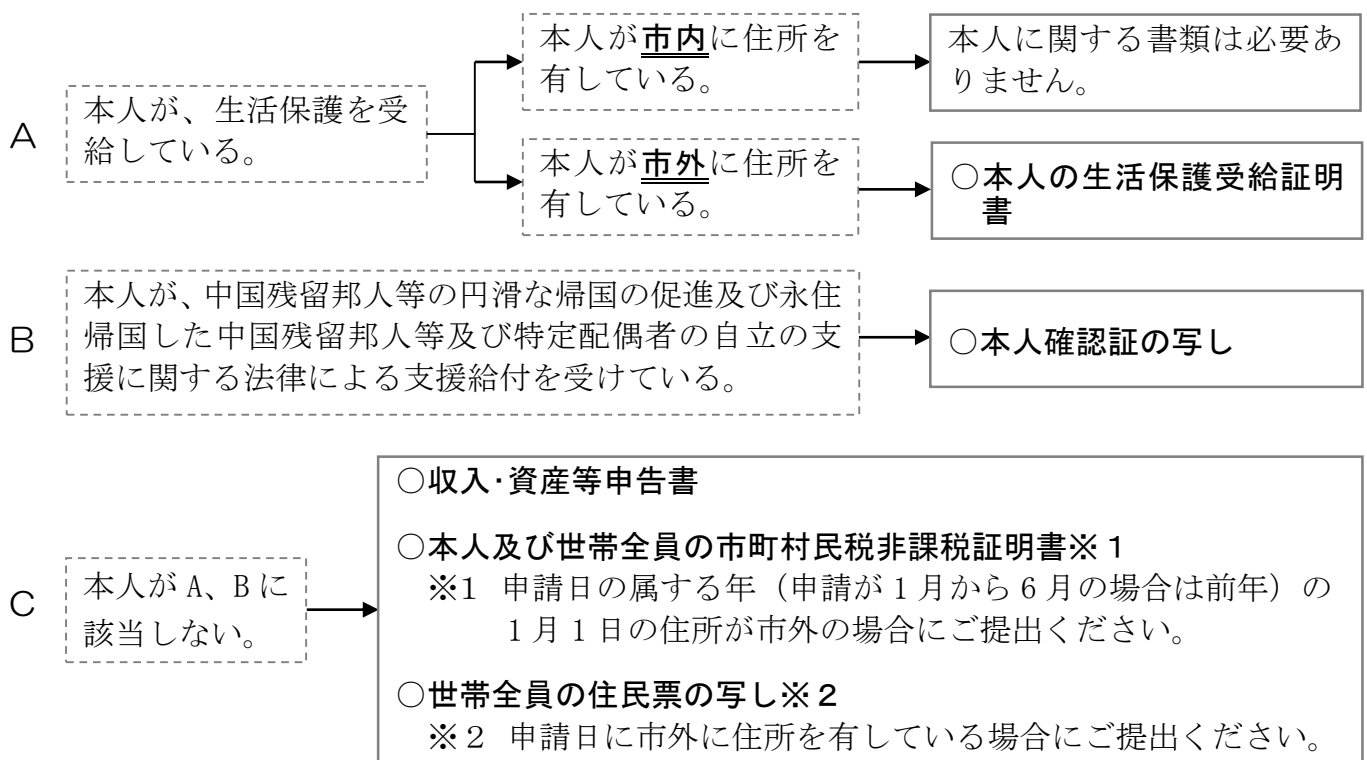
3 申請に必要な書類

助成申請の手続きは、本人（被後見人等）のお住まいの区の区役所福祉課に、申請書及び必要書類をご提出ください。

全員にご提出いただく書類

- 報酬助成金交付申請書
- 報酬付与の審判決定書の写し

本人（被後見人等）に関する書類（該当する書類をご提出ください）



☆収入・資産等申告書の記入及び提出方法について

- ・市の様式にご記入ください。
- ・収入金額には、前年1月から12月までの1年間の収入を記入してください。
申請が1月から6月の場合は前々年の1月から12月までの収入を記入してください。
- ・預貯金額には、申請日時点の金額を記入してください。
- ・提出時に添付していただく書類
預貯金額のわかるもの（預金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）
- ・申請書提出の際にお持ちいただく書類
申告書にご記入いただいた収入金額が確認できるもの（年金証書、源泉徴収票、給与明細等）※写しを提出していただいてもかまいません。

✿ 後見等の報酬助成を申請される方へのお願い ✿

- 報酬助成の申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判決定後、お早めに申請をお願いいたします。
- 後見等活動についておおむね 1 年間単位で家庭裁判所に報酬付与の申立てを行っていただき、助成申請を行っていただきますようご協力お願いいたします。
- 報酬助成の助成金額は、後見人等及び後見監督人等の報酬を合算して算出します。そのため、後見監督人等が選任されている場合については、家庭裁判所へ報酬付与の審判を申し立てる際に、後見人等と後見監督人等の報酬付与の対象期間を同じ期間にして申し立てていただくようお願いいたします。
- 助成金は、口座振込みでお支払いいたします。振込先口座は、本人（被後見人等）の口座又は「〇〇〇〇後見人△△△△」等の後見人等の管理下に置かれたことが明示された口座とします。（申請後に交付決定通知が届きましたら、振込先口座を記載した請求書をご提出いただくことになります。）
- 保佐人又は補助人による代理申請の場合には、代理権の確認をさせていただきますので、申請の際に申請書類と併せて登記事項証明書をご持参ください。

【記入例】

太枠の中をご記入ください。

平成23年11月1日

扶助助成並入付申請書

(あて先) 名古屋市長

申請者は被後見人等です。代理人（後見人等）が申請される場合は、申請者（被後見人等）の欄と、代理人（後見人等）の欄の両方をご記入ください。

及び世帯員は、この申請の決定に関する課税資料及び生活保護

申請者 (被後見人等)	フリガナ氏名	ナゴヤ イチロウ 名古屋 一郎 印	電話	
	住所	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号		
代理人 (後見人等)	フリガナ氏名	フクシ ハナコ 福祉 花子 印	電話	
	住所	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号		
	申請者との関係	弁護士・司法書士・社会福祉士・その他 ()		
後見監督人等の有無	有 ・ 無			
後見等決定の類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助			
申請理由 (該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 ③ その他市長が認める者			
申請額	<input checked="" type="checkbox"/> 後見人等の報酬額	150,000	円	
	<input type="checkbox"/> 後見監督人等の報酬額		円	

代理人が申請される場合は、押印は代理人のみで結構です。

その他の場合は、申請者との関係をご記入ください。(例) 知人

※代理人とは、後見人等（成年後見人等）
※後見監督人等とは、成年後見監督人等

家庭裁判所が審判した報酬額をご記入ください。(助成額に上限があるため、ご記入いただいた額と助成額は異なる場合があります。)

●問い合わせ先●

各区役所福祉課福祉係

※本人（被後見人等）が市外にお住まいの場合で申請する区が分からないときは、下記までご連絡ください。

健康福祉局地域ケア推進課地域支援係 Tel 052-972-2549 Fax 052-955-3367